

承諾書

豊橋技術科学大学長 殿

私は、豊橋技術科学大学（以下、本学という）の学生として、「フリープラン型海外研修」に参加するにあたり、下記事項を承諾します。本承諾書に違背した場合は、派遣承認の取り消しや本学の支援を受けられないことになっても異議を申し立てません。

記

1. 渡航期間中は、滞在国または地域の法令（飲酒・喫煙等を含む）、派遣先大学・機関の規則及び本学の諸規則を遵守するとともに、滞在国の公序良俗に反することのないよう行動すること。
2. 心身共に渡航に十分に耐えうる健康状態で渡航すること。渡航前に、本学指定の海外旅行保険に加入し、補償内容を保護者とともに確認すること。また、渡航前に健康上の留意点がある場合は事前に申し出るとともに、渡航に支障がない旨、医師から診断を受けていること。
3. 渡航期間中、傷病その他により健康状態に何らかの異変が生じた場合は速やかに本学担当部署に報告すること。
4. 渡航期間中は、所定の届出・報告を遅滞なく行うこと。また、渡航期間中の休暇を利用した旅行等により一時的に派遣先大学・機関を離れる場合にも、本学国際課及び派遣先大学・機関の担当部署に届け出ること。
5. 渡航期間中は、自動車及びオートバイの運転、危険を伴うアクティビティ（例：スキューバダイビング、スカイダイビング、ロッククライミング等）を行わないこと。
6. 指定された渡航期間終了後は速やかに帰国し、本学に復学すること。本学の下承なく、滞在期間を延長しないこと。
7. 渡航期間中の自然災害、テロ災害、航空機等交通機関に関わる事故ならびに前記以外の人為的、不慮不可抗力による事故、あるいは学生本人の故意または不注意による事故やトラブル（迷惑行為・ホームステイ・本人の持病に起因するものを含む）によって生じた結果については、学生本人または保証人の責任において処理し、大学およびその関係者に損害賠償その他の責任を追及しないこと。

8. 渡航先の治安悪化や疫病、自然災害の発生等のやむをえない事情により、現地政府、日本国外務省・在外公館または本学が、渡航の中止・延期または帰国勧告等の決定を下した場合は、すみやかにその指示に従うこと。また、これらの事情による帰国費用は自己負担とし、一旦納入された研修等の費用は返還されない場合があること。
9. 渡航期間中に、本承諾書の事項に違反するなどして、本学の派遣者として不適格であると本学または派遣先大学・機関が判断した場合、両機関が渡航許可を取り消す権利を有すること。なお、この権利行使により発生する手配業務（帰国・身柄引取り）及び関連費用については、渡航者本人または保証人の責任において一切を処理すること。
10. 何らかの事故等発生時において、渡航前に本学に届け出た個人情報ならびに渡航中の事故情報・被害情報について、本学担当者、派遣先大学・機関、保険会社、本学指定の危機管理支援会社、関係省庁及び在外公館が、事故対応や学生及び保証人との連絡のために共有、利用すること。

渡航するに当たり、上記事項について承諾します。

年 月 日

学籍番号：

課程・専攻

学生住所：

氏名（本人署名）：

印

上記学生本人が渡航するに当たり、学生本人とともに、上記事項を承諾します。

年 月 日

保証人住所：

氏名（保証人署名）：

印

（保証人直筆のこと。印影は学生とは別のものを使用してください。）